



2019年10月30日

各位

会社名 霞ヶ関キャピタル株式会社  
代表者名 代表取締役社長 河本 幸士郎  
(コード番号：3498 東証マザーズ)  
問合せ先 取締役管理本部長 廣瀬 一成  
(TEL. 03-5510-7653)

## 新株式発行及び株式の売出しに関するお知らせ

当社は、2019年10月30日開催の取締役会において、以下のとおり、新株式発行及び当社株式の売出しを行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

### 【本資金調達及び株式の売出しの目的】

当社は、「価値の再生」の経営理念のもと、社会問題を解決する事業領域が持続的に成長する事業領域であるというビジネスポリシーに基づき、「不動産」「金融」の分野において幅広い知見とノウハウを活用し、「自然エネルギー事業」及び「不動産コンサルティング事業」の2つの事業を営んでおります。

自然エネルギー事業では日本政府が掲げる2030年度エネルギー・ミックス方針(注1)の実現に向け、太陽光をはじめとした再生可能エネルギー発電施設の開発事業を推進しています。

不動産コンサルティング事業においては、地域格差問題解決の一助となる全国各地のインバウンドや国内グループ旅行等の観光需要に対応するアパートメントホテル(注2)開発事業、女性の社会進出にともなう保育利用率の増加による待機児童問題に対応する保育園開発事業、今後ますますの市場規模拡大が見込まれる東南アジア諸国への投資機会を創出する海外不動産事業、地域コミュニティにおける生活基盤であるショッピングセンターの再生・価値向上を行うショッピングセンター事業にそれぞれ取り組んでおります。このうち、アパートメントホテル開発事業では昨今注目を集める「ハイブリッド型」ブティックタイプ(注3)のアパートメントホテルをコンセプトに設定し開発を推進しています。加えて2019年4月に株式会社LIFULL Social Funding(以下「LSF」という。)との間で地域創生事業等に関する業務提携契約を締結した後、2019年8月に協業第1号案件としてLSFが運営する「LIFUL地域創生1号投資事業有限責任組合」を出資者とする香川県高松市におけるアパートメントホテル開発プロジェクトへの取組を開始し、更に同8月にSBIソーシャルレンディング株式会社、株式会社玄海インベストメントアドバイザーとのアパートメントホテル開発における業務提携を締結するなど、積極的に事業機会の拡大を図っています。保育園開発事業においては、2019年4月に東京都台東区に立地する「さくらさくみらい入谷保育園」が開業し、その他に現在都内において5件の保育園開発を行っています。また、海外不動産事業においては、2019年8月にタイのコングロマリットであるCharoen Pokphand Group(以下「C.P. Group」という。)の関連会社による出資によって設立された合弁会社Alpha Capital Enterprises Limited(以下「AC」という。)の発行済株式の49%を取得しC.P. Group及びACが有するノウハウや海外ネットワークを活用し、より一層の事業拡大を推進することを目指しています。その他にも、同8月に初の海外分譲マンション開発事業としてタイの不動産デベロッパーであるMagnolia Quality Development Corporationがタイ・バンコク市内の中心部において進めている分譲マンション開発プロジェクト「Mulberry Grove Sukhumvit」への参画、2019年9月にインドネシア及びタイに現地法人を設立するなど積極的な事業機会の創出に努めています。

一般の公募増資による調達資金は、主に上記取組を推進していく中で必要となる、①アパートメントホテル開発の土地取得及び開発資金、②認可保育園開発資金、③タイ・バンコクを中心とした海外不動産開発資金、④太陽光発電施設の開発資金に充当する予定であります。当社グループは今回決議した公募増資により、一層

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

の収益力の強化及び株主価値の拡大に繋がるものと考えております。

また、新株式発行と併せて当社株主による売出しを実施することにより、株式分布状況の改善及び株式流動性の向上を図ってまいります。

- (注) 1. 2015年7月経済産業省「長期エネルギー需給見通し」中の「2030年の電源構成」をいいます。日本政府は再生エネルギー発電の比率を2030年度までに22%~24%程度に高めることを目標として掲げています。
2. アpartmentホテルとは、宿泊特化型ホテルと同程度の主要インフラとの近接性を持ち、家具・家電付き賃貸マンションと同程度の居住空間（水回り（キッチン、バス、トイレ）、設備（テレビ、冷蔵庫、洗濯機）及び家具（ソファ等））をリーズナブルな価格帯で利用者に提供することにより、中長期利用者にも対応できる柔軟性を兼ね備えたホテルのことをいいます。
3. 「ハイブリッド型」ブティックタイプのアpartmentホテルとは、アpartmentホテルのうち、ラグジュアリーホテルを連想させる内装デザインにすることで、空間・居心地における付加価値を提供するものです。キッチン付きの広めの客室で、大人数の宿泊かつ長期滞在も可能な、“暮らすように滞在する”ホテルをコンセプトにしています。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## 1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 350,000株
- (2) 払込金額 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、2019年11月11日（月）から2019年11月14日（木）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、SMB C日興証券株式会社（事務主幹事会社兼単独ブックランナー）及びみずほ証券株式会社を共同主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）から払込金額（引受人より当社に払込まれる金額）を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 2019年11月15日（金）から2019年11月20日（水）までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の4営業日後の日とする。
- (8) 受渡期日 上記払込期日の翌営業日とする。
- (9) 申込証拠金 1株につき発行価格（募集価格）と同一の金額とする。
- (10) 申込株数単位 100株
- (11) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、発行価格（募集価格）、その他本公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 河本幸士郎に一任する。
- (12) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## 2. 株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 220,000 株
- (2) 売 出 人 及 び 小川潤之 100,000 株  
売 出 株 式 数 加藤裕司 90,000 株  
河本幸士郎 30,000 株
- (3) 売 出 価 格 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。
- (4) 売 出 方 法 引受人の買取引受けによる売出しとし、引受人に全株式を買取引受けさせる。本売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。なお、引受価額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 1 株につき売出価格と同一金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 河本幸士郎に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

## 3. 株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記【ご参考】 1. をご参照）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 85,500 株  
なお、上記売出株式数は上限の株式数を示したもので、需要状況等により減少する場合、又は本売出しが全く行われない場合がある。売出株式数は需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
- (2) 売 出 人 S M B C 日 興 証 券 株 式 有 限 公 司
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等を勘案し、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの事務主幹事会社である S M B C 日 興 証 券 株 式 有 限 公 司 が 当 社 株 主 で 有 限 公 司 河 本 幸 士 郎 （ 以 下 「 貸 株 人 」 と い う 。 ） よ り 借 り 入 れ る 当 社 普 通 株 式 に つ い て 追 加 的 に 売 出 し を 行 う 。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 一般募集における申込証拠金と同一とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 河本幸士郎に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

4. 第三者割当による新株式発行（本第三者割当増資）（後記【ご参考】 1. をご参照）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 85,500 株
- (2) 払 込 金 額 一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 先 及 び 割 当 株 式 数 SMBC日興証券株式会社 85,500 株
- (5) 申 込 期 日 2019 年 12 月 16 日（月）から 2019 年 12 月 19 日（木）までの間のいずれかの日。ただし、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から起算して 30 日目の日（30 日目の日が営業日でない場合はその前営業日）の翌営業日とする。
- (6) 払 込 期 日 2019 年 12 月 17 日（火）から 2019 年 12 月 20 日（金）までの間のいずれかの日。ただし、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から起算して 30 日目の日（30 日目の日が営業日でない場合はその前営業日）の 2 営業日後の日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 河本幸士郎に一任する。
- (9) 上記(5)に記載の申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## 【ご参考】

### 1. オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、85,500株を上限として、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの事務主幹事会社であるSMBC日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、SMBC日興証券株式会社が貸株人から借り入れた当社普通株式（以下「借入株式」という。）の返還に必要な株式を取得させるために、当社は、2019年10月30日（水）開催の取締役会において、SMBC日興証券株式会社を割当先とする第三者割当増資を行うことを決議しております。

SMBC日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から当該申込期間終了日の翌日から起算して30日目の日（30日目の日が営業日でない場合はその前営業日）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。（注））、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」という。）の範囲内で株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた当社普通株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMBC日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない場合、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、SMBC日興証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社普通株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合があります。

SMBC日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引により買付けし借入株式の返還に充当する株式数を控除した株式数についてのみ、本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する場合、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

SMBC日興証券株式会社が本第三者割当増資の割当に応じる場合には、SMBC日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMBC日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、SMBC日興証券株式会社は本第三者割当増資に係る割当に応じず、申込みを行わないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

（注）シンジケートカバー取引期間は、

- ① 発行価格等決定日が2019年11月11日（月）の場合、「2019年11月14日（木）から2019年12月13日（金）までの間」
- ② 発行価格等決定日が2019年11月12日（火）の場合、「2019年11月15日（金）から2019年12月13日（金）までの間」
- ③ 発行価格等決定日が2019年11月13日（水）の場合、「2019年11月16日（土）から2019年12月13日（金）までの間」
- ④ 発行価格等決定日が2019年11月14日（木）の場合、「2019年11月19日（火）から2019年12月18日（水）までの間」

となります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## 2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	2,763,200株	(2019年9月30日現在)
一般募集による増加株式数	350,000株	
一般募集後の発行済株式総数	3,113,200株	
本第三者割当増資による増加株式数	85,500株	(注)
本第三者割当増資後の発行済株式総数	3,198,700株	(注)

(注) 前記「4. 第三者割当による新株式発行(本第三者割当増資)」の割当株式数の全株式に対しSMBC日興証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の株式数です。

## 3. 調達資金の使途

### (1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び本第三者割当増資の手取概算額合計上限2,700,334,625円について、2020年8月末までに不動産コンサルティング事業におけるアパートメントホテル開発の土地取得及び開発資金として1,800,334,625円、認可保育園開発資金として400,000,000円及びタイ・バンコクを中心とした海外不動産開発資金として200,000,000円を、2020年8月末までに自然エネルギー事業における太陽光発電施設の開発資金に300,000,000円を充当する予定です。

### (2) 前回調達資金の使途の変更

変更はありません。

### (3) 業績に与える影響

今回の調達資金を上記(1)「今回の調達資金の使途」に記載の使途に充当することにより、当社グループの企業価値の更なる向上につながるものと考えております。

## 4. 株主への利益配分等

### (1) 利益配分に関する基本方針

当社の利益配分につきましては、業績の推移を見据え、将来の事業の発展と経営基盤の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、経営成績や配当性向等を総合的に勘案し、安定的かつ継続的な配当を維持することを基本方針としております。当社は、成長過程にあり、今後の事業発展及び経営基盤強化といった、内部留保の充実を図るため、配当を行わない方針ではありますが、2019年8月期については、2019年8月27日付「配当予想の修正(東証マザーズ上場記念配当)に関するお知らせ」にて公表の上場記念配当(2019年10月3日付「業績予想の修正及び配当予想の修正(増配)に関するお知らせ」及び2019年10月4日付「(訂正・数値データ訂正)業績予想の修正及び配当予想の修正(増配)に関するお知らせ」の一部訂正について)にて修正(増配)しております。)を予定しております。

### (2) 配当決定にあたっての考え方

現時点において当社は、内部留保の充実を優先しておりますが、将来的には、経営成績を勘案しながら株主への利益の配当を目指していく方針です。

なお、剰余金の配当について、期末配当の基準日を8月31日とする旨及び2月末日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これらの配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

### (3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、事業拡大を目的とした事業原資として利用していく予定であります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	2017年8月期	2018年8月期	2019年8月期
1株当たり(連結)当期純利益	31.21円	94.15円	163.49円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	—円 (—円)	—円 (—円)	40.00円 (—円)
実績(連結)配当性向	—	—	12.7%
自己資本(連結)当期純利益率	23.0%	43.0%	28.0%
(連結)純資産配当率	—	—	3.5%

- (注) 1. 2017年8月期及び2018年8月期は連結財務諸表を作成していませんので、2017年8月期及び2018年8月期は個別財務諸表の数値を、2019年8月期は連結財務諸表の数値を記載しております。
2. 2018年6月9日付で普通株式1株につき20株の割合で、2019年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割をそれぞれ行っておりますが、2017年8月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり(連結)当期純利益を記載しております。なお、2019年8月期の1株当たり年間配当金については、予想の配当金の額(東証マザーズ上場記念配当40.00円)を記載しております。
3. 実績(連結)配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり(連結)当期純利益で除した数値であり、2019年8月期については、1株当たり年間配当金について2019年9月1日付の株式分割が2019年8月期の期首に行われたものと仮定して、算出してあります。なお、2017年8月期及び2018年8月期の実績配当性向は、配当を行っていないため記載していません。
4. 自己資本(連結)当期純利益率は、(連結)当期純利益を、自己資本(連結)純資産額合計の期首と期末の平均)で除した数値です。
5. (連結)純資産配当率は、1株当たりの年間配当金を1株当たり(連結)純資産(期首と期末の平均)で除した数値であり、2019年8月期については、1株当たり年間配当金及び1株当たり連結純資産(期首と期末の平均)について2019年9月1日付の株式分割が2019年8月期の期首に行われたものと仮定して、算出してあります。なお、2017年8月期及び2018年8月期の純資産配当率は、配当を行っていないため記載していません。
6. 2019年8月期の数字は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査はなされていません。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、会社法の規定に基づき、ストックオプションとしての新株予約権を発行しており、その内容は2019年9月30日現在、以下のとおりであります。

なお、前記「2. 今回の増資による発行済株式総数の推移」に記載の本第三者割当増資後の発行済株式総数3,198,700株に対する下記の交付株式残数合計の比率は10.11%となる見込みであります。

決議日	交付株式残数	行使時の 払込金額	資本組入額	権利行使期間
2016年6月30日	176,000株	625円	313円	2018年7月1日から 2026年6月30日まで
2017年8月22日	16,000株	893円	447円	2019年8月23日から 2027年8月22日まで

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。



2017年11月28日	53,200株	1,075円	538円	2019年11月29日から 2027年11月28日まで
2018年6月8日	55,200株	1,250円	625円	2020年6月9日から 2028年6月8日まで
2019年9月13日	23,000株	2,679円	1,340円	2021年10月1日から 2024年9月30日まで

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

① エクイティ・ファイナンスの状況

年月日	増資額	増資後資本金	増資後資本準備金
2018年11月27日	公募による新株式発行 402,408千円	371,204千円	276,202千円
2018年12月26日	第三者割当増資 59,616千円	402,887千円	307,885千円

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	2017年8月期	2018年8月期	2019年8月期	2020年8月期
始 値	—円	—円	6,240円 □2,695円	2,781円
高 値	—円	—円	7,200円 □2,955円	8,130円
安 値	—円	—円	2,334円 □2,652円	2,476円
終 値	—円	—円	6,200円 □2,831円	6,810円
株価収益率	—倍	—倍	17.3倍	—倍

- (注) 1. 当社株式は、2018年11月28日をもって株式会社東京証券取引所マザーズに上場いたしましたので、それ以前の株価及び株価収益率について該当事項はありません。
2. □印は、2019年9月1日付の株式分割による権利落後の株価であります。
3. 2020年8月期の株価等については、2019年10月29日（火）現在で記載しております。
4. 株価収益率は決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり連結当期純利益（2019年8月期の数値は未監査）で除した数値です。また、2020年8月期については未確定のため記載していません。

③ 過去5年間に行われた第三者割当増資における割当先の保有方針の変更等

当社はE E I スマートエナジー投資事業有限責任組合（以下「E E I」という。）に対し、2017年8月29日付でA種優先株式を割当てましたが、2018年5月31日付でE E Iによる株式取得請求権の行使に基づき全てのA種優先株式を取得し、対価としてA種優先株式1株につき普通株式1株をE E Iに交付いたしました。E E Iは2019年8月9日付で、保有する全ての普通株式を譲渡しております。なお、当社はE E Iとの間で、2018年11月28日の当社の株式会社東京証券取引所マザーズへの上場の際し、有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、所有する当社普通株式につき上場後6ヶ月間を経過する日までの間、第三者に譲渡しないことを確約いたしました。当該期間における譲渡は行われておりません。

(4) ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関し、売出人である小川潤之、加藤裕司及び河本幸

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

士郎は、SMB C日興証券株式会社に対して、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中は、SMB C日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、発行価格等決定日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）を売却等しない旨を合意しております。

また、当社はSMB C日興証券株式会社に対して、ロックアップ期間中は、SMB C日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却（本第三者割当増資に係る新株式発行、株式分割による新株式発行等、ストックオプションに係る新株予約権の発行並びに当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づく当社の取締役（社外取締役を除く。）及び従業員に対する譲渡制限付株式の交付を除く。）を行わない旨を合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、SMB C日興証券株式会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。